

+ 柏市優良建設工事表彰要領新旧対照表

新（改定後）	旧（現行）	備考
<p>(趣旨) 第1条 この要領は、建設業者の意欲を高め、適正な施工及び施工技術の向上を図るため、本市が発注した建設工事(以下「工事」という。)において特に優良な工事を施工した者の表彰に必要事項を定めるものとする。</p> <p>(対象の工事) 第2条 <u>表彰年度の前年度に完成した工事のうち請負金額が50万円以上の建設工事であって、契約書、設計図書等に基づいて誠実に施工し、施工体制、出来形及び品質等が他の模範となり、工事成績評定点が80点以上の工事をを行った業者及びその主任(監理)技術者を表彰の対象とする。</u> 2 <u>前項の既定にかかわらず、次のいずれか該当する者は、表彰の対象から除くものとする。</u> (1) <u>対象年度の工事において、65点未満の工事成績評定を受けた者。</u> (2) <u>対象年度の初日から表彰日の前日までの間において、柏市建設工事請負業者等指名停止要領に基づく指名停止等、建設業者として好ましくない行為を行った者。</u></p> <p>(優良建設工事の選定) <u>第3条</u> 技術管理課長は、前条の要件を満たし、表彰することが相当と認める優良な工事を行った業者及びその主任(監理)技術者を選定し、施工工事所管部長の意見を附して、次条に規定する柏市優良建設工事表彰選考会(以下「選考会」という。)に諮るものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この要領は、建設業者の意欲を高め、適正な施工及び施工技術の向上を図るため、本市が発注した建設工事(以下「工事」という。)において特に優良な工事を施工した者の表彰に必要事項を定めるものとする。</p> <p>(対象の工事) 第2条 <u>表彰の対象となる工事は、表彰年度の前年度に完成した工事のうち請負金額が500万円以上のものとする。</u></p> <p>(表彰) 第3条 表彰は、毎年度、次に掲げる要件を満たした者に対して市長が行う。 (1) 前条の工事を契約書、設計図書等に基づいて誠実に施工し、施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ等が他の模範となること。 (2) 対象年度の工事成績の平均点が、全工事の年間平均以上であること。 (3) 対象年度の工事成績において、65点未満のものがないこと。</p> <p>(優良建設工事の選定) 第4条 技術管理課長は、前条の要件を満たし、表彰することが相当と認める優良な工事を行った業者及びその主任(監理)技術者を選定し、施工工事所管部長の意見を附して、次条に規定する柏市優良建設工事表彰選考会(以下「選考会」という。)に諮るものとする。</p>	<p>(追記) ・選考を明記</p> <p>(変更) ・評定点80点以上 明記 (追記) ・2項追加し、指名 停止業者を除外明 記</p> <p>(削除) ・第2条に評定点80 点以上として明記 ・受注件数によりバ ラツキ ・第2条に明記</p> <p>(変更) ・第4条⇒第3条</p>

新（改定後）	旧（現行）	備考
<p>(選考会) 第4条 前条に規定する優良建設工事の選定に応じて表彰する優良な工事を行った業者及びその主任(監理)技術者を選考するため、選考会を置く 2 選考会の委員は、<u>次に掲げる者をもって組織する。</u> (1) <u>副市長</u> (2) 総務部長 (3) 財政部長 (4) 都市部長 (5) 土木部長 (6) 学校教育部理事 3 選考会の委員は、その職務を当該委員の属する<u>(削除)</u>部の理事若しくは<u>(削除)</u>次長に代理させることができる。この場合において、当該委員は、選考会の委員長に対して、当該代理をさせる旨の書面を提出するものとする。</p> <p>(組織) 第5条 選考会に委員長を置き、委員長は副市長をもって充てる。 2・3(略)</p> <p>(会議) 第6条 選考会は、委員長が招集し、その議長となる。 4 <u>選考の決議</u>は、出席委員の3分の2以上でこれを決するものとする。</p>	<p>(選考会) 第5条 前条に規定する推薦に応じて表彰する優良な工事を行った業者及びその主任(監理)技術者を選考するため、選考会を置く 2 選考会の委員は、<u>次条に定める委員長のほか、次に掲げる者をもって当てる。</u> (1) 総務部長 (2) 財政部長 (3) 都市部長 (4) 土木部長 (5) 学校教育部長 3 選考会の委員は、その職務を当該委員の属する本部又は部の理事若しくは参事(当該理事若しくは参事の特定業務に工事に關するものが含まれている場合に限る。)又は次長に代理させることができる。この場合において、当該委員は、選考会の委員長に対して、当該代理をさせる旨の書面を提出するものとする。</p> <p>(組織) 第6条 選考会に委員長を置き、委員長は副市長をもって充てる。 2・3(略)</p> <p>(会議) 第7条 選考会は、委員長が招集し、その議長となる。 2・3(略) 4 <u>選考会の議事</u>は、出席委員の3分の2以上でこれを決するものとする。</p>	<p>(変更) ・第5条⇒第4条</p> <p>(変更) ・委員長を含むすべての委員を明記</p> <p>・専決権持つ理事(削除) ・本内容及び単独参事を削除</p> <p>(変更) ・第6条⇒第5条</p> <p>(変更) ・第7条⇒第6条 ・選考の決議を明記</p>

新（改定後）	旧（現行）	備考
<p>(報告) <u>第7条</u> 選考会の選考結果は、市長に報告するものとする。</p> <p>(表彰の決定) <u>第8条</u> 市長は、<u>前条の報告に基づき、優良な工事を行った業者及びその主任(監理)技術者を決定するものとする。</u></p> <p>(表彰の実施) <u>第9条</u> 市長は、<u>原則として毎年度の6月に表彰を行う。</u></p> <p>(優良建設工事の公表) <u>第10条</u> 市長は、<u>表彰後速やかに優良建設工事件名、優良な工事を行った業者及びその主任(監理)技術者を柏市ホームページにおいて公表するものとする。</u></p> <p>(庶務) <u>第11条</u> 選考会の庶務は、総務部技術管理課において処理する。</p> <p>(補則) <u>第12条</u> この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則 (略) この要領は、平成31年4月1日から施行する。</p>	<p>(報告) 第8条 選考会の選考結果は、市長に報告するものとする。</p> <p>(庶務) 第9条 選考会の庶務は、総務部技術管理課において処理する。</p> <p>(補則) 第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(変更) •第8条⇒第7条</p> <p>(追記) •表彰の決定を明記</p> <p>(追記) •表彰式の実施時期を明記</p> <p>(変更) •第9条⇒第11条</p> <p>(変更) •第10条⇒第12条</p>